

2018 年度税制改正大綱 速報

Issue 133, December 2017

In brief

2017 年 12 月 14 日に、2018 年度(平成 30 年度)与党税制改正大綱が公表されました。主要な改正・見直し項目には以下のとおりです。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

In detail

法人課税

1. 賃上げ・生産性向上のための税制

- (1) 所得拡大税制の改組 — これまでの所得拡大税制を改組し、国内設備投資や人材投資を増加させている企業に対し、一定割合の税額控除ができる措置が講じられます。
- (2) 情報連携投資等の促進に関する税制の創設 — 一定の認定計画に基づくソフトウェアの新設又は増設に関する投資促進税制が創設されます。
- (3) 租税特別措置の適用要件の見直し — 大企業の研究開発税制等について、一定の平均給与支給額の増加や国内設備投資額がない場合には、適用できないこととする措置が講じられます。

2. 国際課税

- (1) 恒久的施設(PE)の定義の見直し
 - ① 代理人 PE について、新たに、契約類型基準(企業の物品の販売等に関する契約)によって、代理人 PE を認定することとされます。また、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を、独立代理人の範囲から除外します。
 - ② 現行法上、保管・展示・引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は PE に含まれませんが、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有する場合に限るよう改正されます。
 - ③ 租税条約上、国内法の PE の定義と異なる定めがある場合には、当該条約上の PE を国内法上の PE とするように改正されます。

- (2) 外国子会社合算税制 - 日本企業が海外で買収等を行った場合に、買収後のグループ内再編に伴って海外子会社等の株式を譲渡したときには、一定の場合には、適用対象金額からその譲渡利益額を控除することとされます。その他、企業の実態を踏まえた見直しが行われます。
- (3) 不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、適用対象となる株式等の判定時期を、株式等の譲渡の日前 365 日のいずれかの時点とする見直しが行われます。

3. 組織再編関連

- (1) 自社株式を対価とした公開買付け等において、一定の場合には、それに応じた対象会社株主に対する株式譲渡益の課税の繰延措置が講じられます。
- (2) 組織再編税制の適格要件について、スピノフ税制に係る要件緩和、従業員従事要件の緩和等の見直しが行われます。
- (3) 無対価組織再編成 - 適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合の処理の明確化が行われます。

4. 納税環境整備

電子申告(e-Tax)義務化 - 大法人等の法人税、地方法人税、消費税、法人住民税及び法人事業税の電子申告が義務化されます。

5. その他

国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入の伴い、所要の措置が講じられます。返品調整引当金及び長期割賦販売等の延払基準は、経過措置を講じた上、廃止されます。

所得税・資産税

1. 個人所得税関連

- (1) 給与所得控除が全体的に 10 万円縮小し、控除の上限が 195 万円(年収 850 万円)に引き下がります。
- (2) 基礎控除が一律 10 万円引上がります。ただし、所得が 2,400 万円を超える高所得者は、基礎控除が 3 段階で減額し、所得 2,500 円超で控除額はゼロになります。
- (3) 公的年金等控除が一律 10 万円縮小され、控除の上限(195 万円;年金収入が 1,000 万円以上の場合)が新設されます。また、年金以外の所得が 1,000 万円を超える場合は、控除額が更に縮小します。
- (4) 青色申告特別控除が一律 10 万円縮小されます。ただし、電子申告(E-Tax)を利用し、法律にもとづいて税務上の書類を電子保存していれば、控除額が 10 万円引き上がります。

2. 資産税関連

事業承継税制(自社株式納税猶予制度)に関する要件、一般社団・財団法人に対する相続税・贈与税、小規模宅地の特例や、外国人の出国後の相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直し等が行われます。

3. その他

「国際観光旅客税」(仮称)が創設され、国際観光旅客等は、日本からの出国 1 回につき 1,000 円が課されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

川崎 陽子

03-5251-2450

yoko.kawasaki@pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。